

下関市災害等緊急協力事業者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水災、火災その他の突発的な災害（以下「災害等」という。）の発生時に、下関市、下関市上下水道局又は下関市ボートレース企業局（以下「本市」という。）の緊急の要請に基づき、応急的な復旧活動等（以下「応急復旧」という。）に協力する意思のある事業者の登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 応急復旧に協力する意思のある事業者のうち、次の要件を満たす事業者を災害等緊急協力事業者として登録する。

- (1) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 本市から要請を受けた後、登録希望業種ごとに別表に定める人員、建設車両及び資機材を1時間以内に参集できること。
- (3) 下関市内業者（下関市内に本社、本店を有する事業者）であること。
- (4) 登録希望業種に該当する工事の過去2年間の本市発注工事における工事成績評定点の平均点が60点以上であること。ただし、工事実績がない場合は、当該平均点を60点とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する要件に該当しない事業者であっても、過去の協力実績等により市長、上下水道事業管理者及びボートレース事業管理者（以下「市長等」という。）が特に認める事業者については、登録できるものとする。

(登録業種)

第3条 災害等緊急協力事業者の登録は、次に掲げる業種ごとに行うものとする。

- (1) 土木一式工事（土木工事業）
- (2) 建築一式工事（建築工事業）
- (3) 電気工事（電気工事業）

(4) 管工事（管工事業）

(5) 水道施設工事（水道施設工事業）

（登録の申込）

第4条 登録を希望する事業者は、第2条に規定する登録要件の審査を受けるため、災害等緊急協力事業者登録申込書（第1号様式）を市長等に提出しなければならない。

2 災害等緊急協力事業者登録申込書の受付は、次条第3項に規定する有効期間の満了に伴い2年に1回更新を行う受付（以下「更新受付」という。）及び新規に登録を行う受付（以下「新規受付」という。）とする。

(1) 更新受付は、次条第3項に規定する有効期間の満了する年の3月中旬から4月中旬まで行う。

(2) 新規受付は、随時受け付けるものとし、申込の締切日は毎月15日とする。ただし、当該日が下関市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に定める市の休日である場合は、直前の開庁日までとする。

3 市長等は、更新受付又は新規受付を行うときは、申込時期、提出場所、申込方法等必要な事項を、あらかじめ下関市ホームページに掲載する。

（登録の認定）

第5条 市長等は、前条の規定により申込を受けたときは、登録要件の審査を行い、適合すると認められるときは、有効期間を定めて認定するものとする。

2 市長等は、災害等緊急協力事業者を下関市災害等緊急協力事業者（工事）名簿（以下「名簿」という。）に登録し、名簿を下関市ホームページにおいて公開するものとする。

3 認定の有効期間は、更新受付にあつては、当該更新受付を実施した年の5月1日から翌々年の4月30日までとし、新規受付にあつては、前項の規定により、名簿に登載された日から、当該日前直近に行われた更新受付に係る有効期間の末日までとする。

(業務内容)

第6条 災害等緊急協力事業者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 要請に基づき被災現場等へ出動し、積極的に対応すること
- (2) 本市が主催する訓練等に積極的に参加すること。
- (3) 緊急対応が必要と思われる箇所を発見したときは、直ちにその旨を本市に通報すること。

(登録事項の変更等)

第7条 災害等緊急協力事業者が登録事項を変更し、又は登録を辞退しようとするときは、書面にて市長等に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長等は、災害等緊急協力事業者が第2条に規定する登録の要件を満たさなくなったときは、登録を取り消すことができる。

(優遇措置)

第9条 市長等は、災害等緊急協力事業者に対し、次に掲げる措置をすることができる。

- (1) 総合評価方式での加点
- (2) 災害等の発生による応急復旧後、当該箇所の復旧工事を随意契約で発注する場合における優先的な発注（当該応急処置を行った災害等緊急協力事業者に限る。）
- (3) 災害等の発生による応急復旧後、当該箇所の復旧工事を指名競争入札契約で発注する場合における優先的な指名（当該応急処置を行った災害等緊急協力事業者に限る。）

(事務処理の取扱い)

第10条 次に掲げる事項の事務処理は、市長において行うものとする。

- (1) 登録の申込の受付及び審査（変更等の場合を含む。）
 - (2) 登録の認定及び取消し
 - (3) 名簿の作成
 - (4) 本要綱の改廃
- (委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、契約事務専門監が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 17 日から施行し、改正後の下関市災害等緊急協力事業者登録制度実施要綱の規定は、認定の有効期間が令和 7 年 5 月 1 日以降となる登録の申込から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 7 月 28 日から施行する。

別表（第2条関係）

登録業種	人員	建設車両	資機材
土木一式工事	5人	・ダンプカー ・ブルドーザー又はバックホウ	
建築一式工事	3人		・ビニルシート
電気工事	3人		・電線類 ・電線管類
管工事	3人		・給水管類 ・排水管類
水道施設工事	3人	・ダンプカー ・ブルドーザー又はバックホウ	・VU管φ100 ・水替ポンプ ・発電機